

館林市歴史的街並み景観創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力により、本市の持つ歴史と文化を街並みとして創り出すため、予算の範囲内で館林市歴史的街並み景観創出補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地区等)

第2条 補助の対象となる地区(以下「補助対象地区」という。)は、本町二丁目、仲町及び大手町地区のうち、歴史の小径事業として整備する公共用道路に面する場所とする。

2 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、館林市歴史的街並み景観創出補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、補助対象事業に着手した後に申請書を提出することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請者から前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適正と認めるときは、館林市歴史的街並み景観創出補助金交付決定書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第5条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が申請事項を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止するときは、館林市歴史的街並み景観創出補助金変更承認申請書(別記様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、事後に変更承認申請書を提出し、承認を求めることができるものとする。

(事業完了報告及び補助金の請求)

第6条 補助対象者は、補助対象事業を申請年度内に完了させ、当該年度の3月末日までに館林市歴史的街並み景観創出補助金事業完了報告書（補助金請求書）（別記様式第4号。以下「事業完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の検査）

第7条 市長は、補助対象者から事業完了報告書の提出があった場合、検査を行い、適正と認めるときは、補助金を交付する。

（維持管理及び遵守事項）

第8条 補助金の交付を受けた者は、善良な管理のもとに次の事項を遵守しなければならない。

（1） 街並みの景観を保持するため、適正な管理に努めること。

（2） 設置後5年間は、現状を維持し、景観の向上に努めること。

（補助金交付の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助金の交付の制限）

第10条 補助金の交付は、同一物件に対し1回限りとする。ただし、歴史的街並みを創出するために市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成16年3月24日告示第21号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日告示第18号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日告示第33号）

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（平成20年3月24日告示第31号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日告示第 38 号抄）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 1 日告示第 25 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 28 日告示第 241 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業の内容	備えるべき要件		
補助対象地区における門、塀等の街並み形成に寄与する工作物等の設置又は修繕	(1) 歴史的雰囲気を出するデザインで、街並みの景観に調和するもの (2) 白、黒、茶系統の落ち着いた色調のもの (3) 木、竹、漆くい、いぶし日本瓦等を使用しているもの	設置又は修繕に要する経費の 3 分の 2	90 万円
補助対象地区における公衆の利用に供するポケットパークその他の休憩施設等の設置	(1) 公共空間と一体感のあるもので、椅子等と共に整備するもの (2) 石、水、竹、松、つつじ等を使用しているもの	設置に要する経費の 3 分の 2	45 万円
補助対象地区における屋外広告物としての看板、太鼓幕、暖簾等の設置	(1) 商家の古風なイメージを出するもの (2) 木材、布等を使用したもの	設置に要する経費の 3 分の 2	9 万円
補助対象地区において歴史的街並みを出するために特に市長が認めるもの		市長が別に定める割合	市長が別に定める

備考 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。